



## 本橋裁判不当判決弾劾！ 組合潰しの出向を許さないぞ！

本橋浩司さん（本部書記長）が出向取消・東京仕業検査車両所復帰を目指して闘っている裁判で東京地裁は3月13日、被告会社の言い分のみを採用した不当判決を言い渡しました。会社は2022年6月1日、54歳原則出向制度を悪用し、本橋さんを新幹線エンジニアリング株式会社（SEK）に強制出向させました。本橋さんは同年10月7日、東京地裁に提訴しました。そして、東京車両所分会を中心にプロジェクトチームをつくり、会社の不当性を内外に明らかにしてきました。

この裁判の最大の争点は、淵上裁判と同様に「本人の同意なき出向は違法か否か」です。民法625条第1項に「使用者は、労働者の承諾を得なければ、その権利を第三者に譲り渡すことができない。」と定められていることからすれば「同意なき出向」が違法であることは明確です。しかし東京地裁はこれに全く触れず、更に本橋さんが雇用を維持するため、やむなく専任社員雇用契約を締結したことを盾に、不当にも訴えを「却下」しました。

新幹線地本は当日、都内で報告集会を開催しました。原告の本橋さんは、控訴して闘うと表明し、参加者全体で共に闘うことを意思統一しました。



原告の本橋さん

